

議案第 2 号

愛媛県指定有形文化財の指定、愛媛県指定有形文化財の指定の解除並びに愛媛県指定無形文化財の指定及び当該無形文化財保持者の認定を次のとおり行うものとする。

令和 7 年 2 月 13 日 提出

愛媛県教育委員会教育長 高 岡 哲 也

1 指定する有形文化財

名 称	所 在 地	所 有 者	員 数
妙泉寺地蔵堂 附 須弥壇 1 基 厨子 1 基 須弥壇旧上框 1 本	八幡浜市谷 5 番耕地188番地	八幡浜市谷 5 番耕地188番地 宗教法人妙泉寺	1 棟
絹本著色両界曼荼羅	松山市高田甲797番地 1	松山市高田甲797番地 1 宗教法人光徳院	2 幅
木造馬頭観音菩薩坐像	西条市楠甲777番地 3	西条市楠甲777番地 3 光井俊子	1 軀
紺紙金字法華経等	今治市大三島町宮浦3327番地	今治市大三島町宮浦3327番地 宗教法人大山祇神社	14巻

2 指定を解除する有形文化財

名 称	員 数	参 考
太刀 銘 国継	1 口	昭和30年11月 4 日指定

3 指定する無形文化財及び認定する無形文化財の保持者

名 称	保 持 者
-----	-------

	氏名	生年月日	住所
伊予絋	白方宣年	昭和40年7月28日	松山市久万ノ台930番地1
	村上君子	昭和23年10月6日	松山市桑原5丁目6番37号

#### 議案説明

愛媛県文化財保護条例（昭和32年愛媛県条例第11号）第10条第1項、第11条第1項並びに第26条第1項及び第2項の規定に基づき、愛媛県指定有形文化財を指定し、愛媛県指定有形文化財の指定を解除し、並びに愛媛県指定無形文化財を指定し、及び当該無形文化財の保持者を認定しようとするものである。

## 1 県指定有形文化財（建造物）の指定

- 1 種別 有形文化財（建造物）
- 2 名称・員数 みょうせんじじぞうどう 妙泉寺地蔵堂 1棟  
附 須弥壇 1基  
厨子 1基  
須弥壇旧上框 1本
- 3 所在地 八幡浜市谷
- 4 所有者 宗教法人妙泉寺
- 5 解説



妙泉寺地蔵堂

妙泉寺地蔵堂は桁行三間、梁間三間、宝形造、棧瓦葺の小規模な仏堂である。地蔵堂及び須弥壇は、室町時代中期の15世紀後期に建立されたものと推定される。地蔵堂は組物を詰組とし、柱の上部にちまき粽を付ける点などから、唐様からようの影響を強く受けた仏堂である。室町時代の正統な唐様仏堂であり、八西地域内最古の建造物である。また、堂内に中世の須弥壇や厨子が残っている点も地蔵堂の価値を高めている。

地蔵堂は最先端の唐様様式を積極的に取り入れた、中世南予地域における建築文化を示すものとして貴重なものであり、愛媛県の建築史上重要な文化財である。

## 2 県指定有形文化財（絵画）の指定

- 1 種別 有形文化財（絵画）
- 2 名称・員数 けんぽんちやくしよくりょうかいまんだら 絹本著色両界曼荼羅 2幅
- 3 所在地 松山市高田
- 4 所有者 宗教法人光徳院
- 5 解説

両界曼荼羅は、たいぞうかい胎藏界曼荼羅とこんごうかい金剛界曼荼羅の二幅一対で構成され、密教の深奥な世界観を表わす。各187 cm×158 cm。高野山に伝来し、明治期に当寺にもたらされた。

鎌倉時代から南北朝時代の14世紀の仏画で、1幅の画絹からなることも特筆される。正統的な図様を踏襲した「現図曼荼羅」の優品であり、愛媛県内に所在する両界曼荼羅のなかでは最古級のものとして、高い文化財的な価値を有した貴重な作例である。



絹本著色両界曼荼羅

### 3 県指定有形文化財（彫刻）の指定

- 1 種 別 有形文化財（彫刻）
- 2 名称・員数 木造馬頭観音菩薩坐像 1 軀
- 3 所在地 西条市楠
- 4 所有者 個人
- 5 解 説



木造馬頭観音菩薩坐像

三面八臂の馬頭観音菩薩坐像。玉眼<sup>ぎょくがん</sup>を嵌入し、表情や身体の造形に写実性が顕著に認められることなどからも、鎌倉時代13世紀の製作と推測される。

江戸時代の元禄年間（1688～1704年）に自安<sup>じあん</sup>なる地元の名士が京都からもたらしたものと伝わり、洗練された作風はそのことを首肯させる。忿怒の相を示しつつも品格を感じさせる造形に、製作に当たった仏師の優れた技量が見て取れる。

鎌倉時代にさかのぼる稀少な馬頭観音像であり、本像の文化財としての価値は高い。

### 4 県指定有形文化財（典籍）の指定

- 1 種 別 有形文化財（典籍）
- 2 名称・員数 紺紙金字法華経等 14 卷
- 3 所在地 今治市大三島町宮浦
- 4 所有者 宗教法人大山祇神社
- 5 解 説



紺紙金字法華経等

大山祇神社に伝来する装飾経。紺紙金字の法華経と開結<sup>かいけつ</sup>経があり、紺紙に銀泥界線を引き、一行あたり十七文字を金泥で経文が書かれている。表紙は宝相華唐草文、見返しには経意に基づく説話絵が金・銀泥で細やかに描かれており、その描写は平安時代後期の特徴をよく示している。

平安時代の大山祇神社の信仰形態を考察する上で、重要な資料といえる。また、その作域や品質においても優れており、美術史的な観点からも貴重で、愛媛県下でも類例稀な紺紙経巻である。

### 5 県指定無形文化財の指定及び保持者の認定

- 1 種 別 無形文化財（工芸技術）
- 2 名 称 伊予<sup>いよ</sup> 紜<sup>かすり</sup>
- 3 認定される保持者
  - (1) 氏 名 白方<sup>しらかたのぶとし</sup>宣年氏（59 歳）
  - (2) 住 所 松山市久万ノ台
  - (1) 氏 名 村上<sup>むらかみきみこ</sup>君子氏（76 歳）
  - (2) 住 所 松山市桑原

#### 4 解説

伊予絣は藍の先染めによる平織の木綿絣で、久留米絣、備後絣とともに日本三大絣の一つとして、全国に知られている。伊予絣は、享和年間（1801～04年）伊予郡今出（現松山市西垣生町）の鍵谷カナ（1782～1864年）が考案したとされ、近代には日本一の生産量を誇った産業であった。伊予絣は、染め、括り、織りの高度な染織技術の結晶である。愛媛県を代表する染織技術の一つとして重要な位置を占める。

白方宣年氏は、平成5年に徳島にて阿波藍製造、福岡にて絣製造技術を学んだのち、白方興業株式会社（民芸伊予かすり会館）の伊予絣主任研究員に就任し、平成17年有限会社イオリ工芸を設立し現在に至る。作品制作も意欲的で、調査研究を行い、伊予絣製造技術をはじめ、天然藍木灰汁自然発酵建てや菊屋式高機の復元や修復など多岐にわたる。貴重な知見の実践と伝承に努めており、教室や講座を開催し、後継者の育成、技術伝承に努めている。

村上君子氏は、平成16年に白方宣年氏に師事し、工房で技術を習得するとともに独自に研究をすすめ、自宅で藍染、手織りで伊予絣の着物を制作し、平成23年には日本伝統工芸染織展で山陽新聞社賞を受賞。令和3年には日本工芸会正会員となる。伝統工芸展に出品し、伊予絣の美を着物に昇華させ、全国に向けて伊予絣の再認識を果たした功績は大きい。

伊予絣は愛媛における工芸の歴史上、重要な位置を占める染織技術の一つであり、白方氏と村上氏は、高度な製造技術を体得して精通している技術者として評価できる。



白方宣年氏作伊予絣 冬の葉もれ陽



白方宣年氏



村上君子氏制作伊予絣着物 綺羅星



村上君子氏